

「茅野市空き家バンク」に登録する 空き家物件を募集します！

令和7年1月から開設予定の茅野市空き家バンクへの登録を希望する空き家物件を募集します。

1 空き家バンクに登録できる空き家

- ①市内にある住宅(共同住宅、長屋及び分譲目的として建築された新築の住宅を除く。)、店舗及び事務所であること。
- ②現に使用していない又は近く使用しなくなる予定の空き家であること。
- ③個人が所有する空き家であること。

2 空き家バンクに登録できる方

茅野市内に空き家を所有している個人の方(市外の方でも構いません。)

3 空き家バンクへの登録申込方法

茅野市空き家バンクエントリーシートに必要事項を記入し、都市計画課へ提出してください。メールでの提出でも構いません。

4 注意事項

- ①茅野市空き家バンクは市と空き家バンク協力事業者(茅野市内の宅地建物取引業者)が連携して実施します。登録に係る個人情報空き家バンク協力事業者に情報提供します。
- ②空き家バンクに登録された物件については、安心安全な取引の実施のため、空き家バンク協力事業者の媒介による取引を基本とします。また、売買または賃貸の契約が成立した場合には、法等に定められた額を上限とした媒介報酬の支払いが発生します。

茅野市 都市建設部 都市計画課 住宅係 (担当)五味、岩崎、松尾
電話:0266-72-2101(内線 538) FAX:0266-82-0237
メール:toshikeikaku@city.chino.lg.jp
市ホームページ:<https://www.city.chino.lg.jp/site/akiya/akiya-bank-bukkenboshuu.html>